平成19年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会審議結果について

平成 19 年 11 月 21 日相楽郡広域事務組合

平成19年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が、11月19日に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今定例会では、副議長の選挙が行われ、地方自治法の規定による指名推選で 南山城村の北 猛議員が当選されました。また、南山城村からの議会運営委員 会委員に北 猛議員が選任されました。

平成18年度の一般会計歳入歳出決算認定の件など9件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、議案第18号を除く8件については、原案のとおり認定・可決されました。ただし、議案第18号については、し尿くみ取り手数料特別委員会の設置(全議員で構成)を決め、委員会付託とし、継続審査となりました。

提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
認 定第 1 号	平成18年度相楽郡 広域事務組合一般会 計歳入歳出決算認定 の件	平成18年度一般会計決算 ・歳入総額は、 6億7,862万2,373円 ・歳出総額は、 6億6,554万4,972円 ・歳入歳出差引額は、 1,307万7,401円	認 定 (全会一致)
認 定第2号	平成18年度相楽地 区ふるさと市町村圏 振興事業特別会計歳 入歳出決算認定の件	平成18年度特別会計決算 ・歳入総額は、392万1,785円 ・歳出総額は、222万 525円 ・歳入歳出差引額は、 170万1,260円	認 定 (全会一致)
議 案 第 1 3 号	職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一 部を改正する条例の 件	国家公務員においては、平成18年 7月1日以降、休憩時間が改正され、 休息時間が廃止され、国家公務員に準 じて休憩時間を改正し、休息時間を廃 止するため、改正するものです。 なお、本条例の施行日は、平成20 年4月1日とします。	可 決 (賛成多数)
議 案 第 1 4 号	相楽郡広域事務組合 議会の議員その他非 常勤の職員の公務災 害補償等に関する条 例の一部を改正する 条例の件	地方自治法が改正され、収入役制度 が廃止になり、相楽郡広域事務組合規 約の変更に伴いまして、会計管理者が 設置されたことにより、提案するもの です。	可 決 (全会一致)

議 案 第 1 5 号	相楽郡広域事務組合 特別職の職員で非常 勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条 例の一部を改正する 条例の件	地方自治法が改正され、収入役制度 が廃止になり、相楽郡広域事務組合規 約の変更に伴いまして、会計管理者が 設置されたことにより、提案するもの です。	可 決 (全会一致)
議 第16号	相楽郡広域事務組合 職員の給与に関する 条例の一部を改正す る条例の件	大事院勧告にするになるというです。 ・改するものでは、決しては、 をです。では、一方では、 をです。では、一方では、 のでは、一方では、 のでは、一方では、 のでは、一方では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 ののののしま。 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	可 決 (賛成多数)
議 案 第 1 7 号	相楽郡広域事務組合 分担金条例の一部を 改正する条例の件	受益に応じた負担を行うということ を大前提としており、経費を性質別に 固定的経費、運営的経費に分類し、共 通経費については、現在の各事務の処 理に要する割合をもって按分し、負担 していただくよう改正するものであり ます。 なお、この条例は、平成20年度分 の分担金から適用するものです。	可 決 (賛成多数)
議 第18号	相楽郡広域事務組合 廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一 部を改正する条例の 件	し尿くみ取り手数料につきましては、平成13年4月1日から10リットルあたり100円としております。平成15年12月、平成18年8月の2回にわたり、構成町村の衛生担当会により、原価計算が算出され、京価計算が算出され、京価を行い、その結果、110円が適正料金であるとの答申がなされ、ウにより、その結果、110円が適正料金であるとの答申がなされ、ウによりです。なお、とでは、この答用がいるとの答用がない。	継続審査 特別委員会 に付託
議 案 第 1 9 号	平成19年度相楽郡 広域事務組合一般会 計補正予算(第1号) の件	平成19年度一般会計予算に、歳入歳出それぞれ150万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,980万8千円とするものです。	可 決 (賛成多数)